生駒市条例第4号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成19年3月28日

生駒市長 山下 真

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(生駒市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第1条 生駒市特別職報酬等審議会条例(昭和43年4月生駒市条例第16号) の一部を次のように改正する。

第2条中「、助役及び収入役」を「及び副市長」に改める。

(生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和31年11 月生駒市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条第2号を次のように改め、同条第3号を削る。

(2) 副市長

附則第7項中「助役」を「副市長」に改める。

別表第1中「助役」を「副市長」に改め、同表収入役の項を削る。

別表第2中「助役」を「副市長」に改め、同表収入役の項を削る。

(生駒市職員退職給与基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)

第3条 生駒市職員退職給与基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和 39年4月生駒市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「助役、収入役」を「副市長」に改める。

(生駒市税条例の一部改正)

第4条 生駒市税条例(昭和50年12月生駒市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市吏員」を「市職員」に改める。

(生駒市介護老人保健施設条例の一部改正)

第 5 条 生駒市介護老人保健施設条例(平成 1 3 年 6 月生駒市条例第 1 6 号)の 一部を次のように改正する。

第7条中「第244条の2第4項」を「第244条の2第8項」に改める。 (生駒市自転車駐車場条例の一部改正)

第6条 生駒市自転車駐車場条例(昭和58年12月生駒市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第244条の2第4項」を「第244条の2第8項」に改める。 (生駒市再開発住宅条例の一部改正)

第7条 生駒市再開発住宅条例(平成6年7月生駒市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「市吏員」を「市職員」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。